

部局名: 環境生活部

平成31年度当初予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	私立高等学校等教育費負担軽減事業費	32,292	1
2	みえの活躍女子はぐみプロジェクト事業費	5,000	7
3	犯罪被害者等支援事業費	10,613	9
合 計		47,905	



平成31年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 私学課

事業概要

細事業名		私立高等学校等教育費負担軽減事業			区分	一部新	
施策	233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実					
	23302	子どもの貧困対策の推進					
基本事業		目標項目	30年度実績値	31年度目標値			
		生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数			29市町		
根拠	私立学校振興助成法 三重県補助金等交付規則 環境生活部関係補助金等交付要綱 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱 高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱						
(法令等)							
予算額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	予算額		124,854千円	133,376千円	142,642千円		
	決算額	103,247千円	124,146千円	130,818千円			
<私立高等学校等授業料減免補助金> 国の事業である就学支援金制度に対する県の上乗せ制度として、低所得世帯を対象とした生徒等の授業料減免を行う学校法人に対して助成することにより、国の就学支援金制度とあわせ、保護者の経済的負担を軽減し、低所得世帯の生徒等の修学を支援します。							
<私立高等学校等入学金補助金> 経済的理由により私立高等学校等への進学が困難な生徒等の入学金の軽減を行う学校法人に対して助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、低所得世帯の生徒等の進学を支援します。							
<私立高校生等奨学給付金> 授業料以外の教育にかかる保護者の経済的負担を軽減し、低所得世帯の生徒等の修学を支援します。							
<私立小中学校等授業料減免補助金> 保護者の失職などによる家計急変世帯への支援を行います。							

事業の目的

<私立高等学校等授業料減免補助金>  
国の事業である就学支援金制度に対する県の上乗せ制度として、低所得者世帯を対象とした生徒等の授業料減免を行う学校法人に対して助成することにより、国の就学支援金制度とあわせ、保護者の経済的負担を軽減し、低所得世帯の生徒等の修学を支援します。

<私立高等学校等入学金補助金>  
経済的理由により私立高等学校等への進学が困難な生徒等の入学金の軽減を行う学校法人に対して助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、低所得世帯の生徒等の進学を支援します。

<私立高校生等奨学給付金>  
授業料以外の教育にかかる保護者の経済的負担を軽減し、低所得世帯の生徒等の修学を支援します。

<私立小中学校等授業料減免補助金>  
私立小中学校及び中学校等における保護者の失職などによる家計急変世帯への支援を行います。

私立高等学校等授業料減免補助金について、制度の拡充を行いました。

前年度からの  
変更点

<私立高等学校等授業料減免補助金>  
この事業は、国の事業である就学支援金制度への県の上乗せ制度であり、低所得世帯を対象とするものです。  
私立高等学校等に通う生徒等の保護者の経済的負担が軽減され、低所得世帯への教育の機会均等が図られます。

<私立高等学校等入学金補助金>  
この事業は、国の施策である就学支援金制度に、低所得世帯を対象とした県の上乗せ制度である「私立高等学校等授業料減免補助金」と関連する事業です。  
私立高等学校等に通う生徒等の保護者の経済的負担が軽減され、低所得世帯への教育の機会均等が図られます。

<私立高校生等奨学給付金>  
この事業は、授業料以外の教育にかかる保護者の経済的負担を軽減し、低所得世帯の生徒等の修学を支援する事業です。  
私立高等学校等に通う生徒等の保護者の経済的負担が軽減され、低所得世帯への教育の機会均等が図られます。

事業の必要性と期待される効果

＜私立小中学校等授業料減免補助金＞  
この事業は、私立小学校及び中学校等における保護者の失職などによる家計急変世帯への支援を行うもので、私立小学校及び中学校に通う生徒等の保護者の経済的負担が軽減され、低所得世帯への教育の機会均等が図られます。

#### 取組詳細

＜私立高等学校等授業料減免補助金＞  
低所得世帯を対象とした生徒等の授業料減免を行う学校法人に対して助成します。

＜私立高等学校等入学金補助金＞  
経済的理由により私立高等学校等への進学が困難な生徒等の入学金の軽減を行う学校法人に対して助成します。

取組概要  
＜私立高校生等奨学給付金＞  
私立高等学校等に通う生徒等のある低所得世帯に対して、授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。

＜私立小中学校等授業料減免補助金＞  
私立小学校及び中学校等における保護者の失職などによる家計急変世帯の負担軽減を図ります。

#### 取組内容等

#### 知事復活項目

(1) 私立高等学校等授業料減免補助金 復活要求額 32,292千円 (32,292千円)

低所得世帯を対象とした生徒等の授業料減免を行う学校法人に対して助成します。

○内容 年収350万円以上590万円未満程度の世帯と年収250万円以上350万円未満程度の世帯への支援に格差が大きいことから、年収350万円以上590万円未満程度の世帯に対し、補助を行います。

○費用 補助金 1,000円/月×12ヶ月×2,691人=32,292,000円

(2) 私立高等学校等入学金補助金

経済的理由により私立高等学校等への進学が困難な生徒等の入学金の軽減を行う学校法人に対して助成します。

入学金の1/2(上限 25,000円)を助成

(3) 私立高校生等奨学給付金

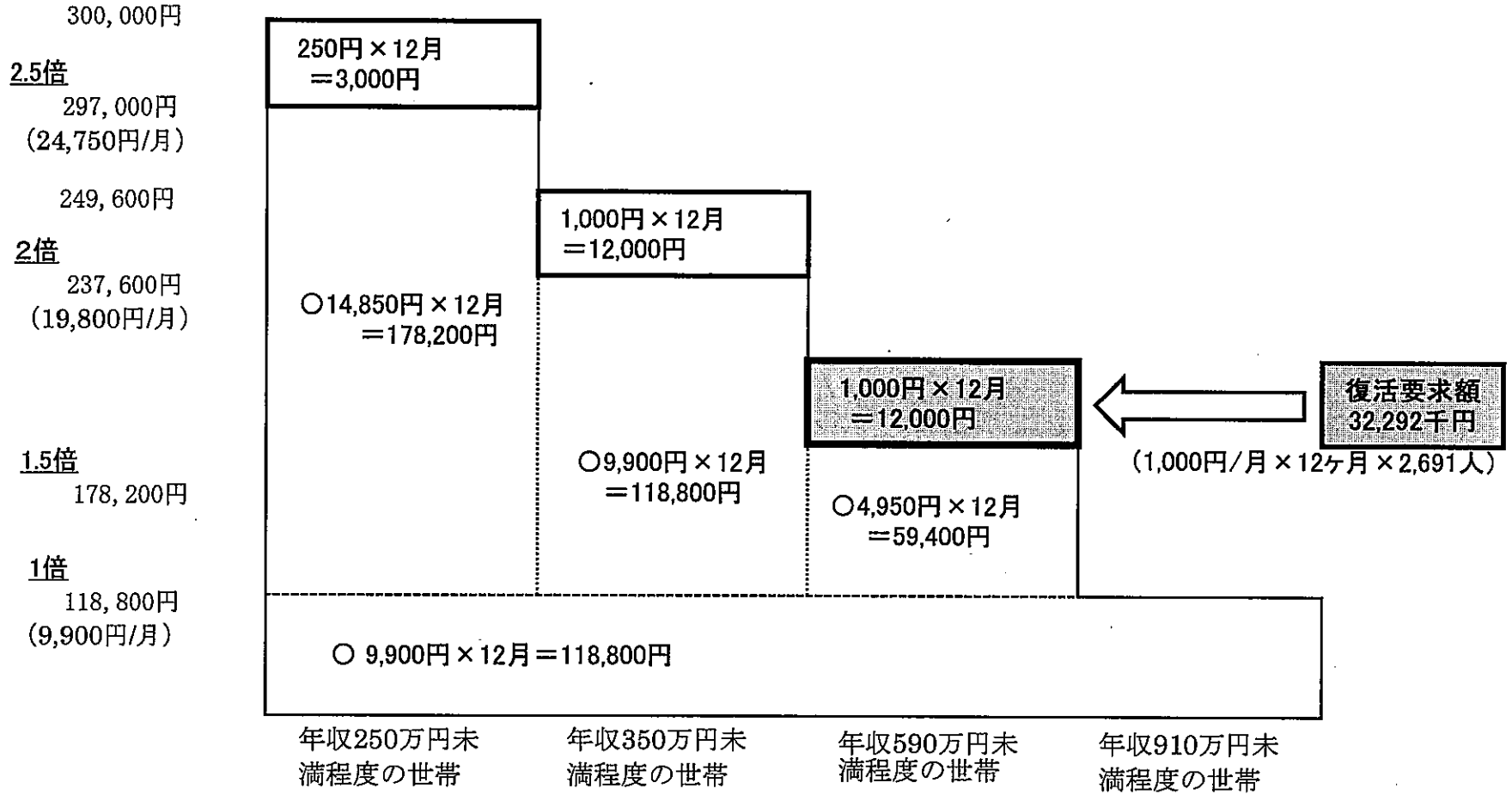
私立高等学校等に通う生徒等のある低所得世帯に対して、授業料以外の教育費の負担軽減を図りま

す。

(4) 私立小中学校等授業料減免補助金

私立小学校及び中学校等における保護者の失職などによる家計急変世帯の負担軽減を図ります。

### 三重県の私立高等学校等における教育費負担軽減制度







平成31年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課

事業概要

細事業名	みえの活躍女子はぐみプロジェクト事業費					区分	新規	
施策	212	あらゆる分野における女性活躍の推進						
	21203	職業生活等における女性活躍の推進						
基本事業		目標項目	30年度実績値	31年度目標値				
		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）		531 団体				
根拠 (法令等)	男女共同参画社会基本法							
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） 三重県男女共同参画推進条例 第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）							
予算 額等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
	/							
事業の目的	ジェンダーギャップ指数の低迷はもとより、本県の女性管理職割合は全国的にも低いという実情をふまえ、女性活躍推進の意欲はあるが自社では女性管理職の育成が困難である中小・小規模企業を対象に、将来の管理職候補となる若手女性人材の育成を行い、県内の働く場におけるリーダー層の女性の増加につなげます。							
	中小・小規模企業においても真に力のある女性人材を育成することで、女性活躍推進法に基づき事業主行動計画を策定する企業・団体等を増やします。							
事業目標								
前年度からの変更点	少子高齢化で労働力人口が減少するなか、我が国経済社会が持続的に成長していくためには、人材の活躍、中でも女性人材の活躍が必要です。 平成28年4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が完全施行され、働いている女性やこれから働こうとする女性が、自らの意思によってその思いを叶えることができる社会の実現に向けての取組が始まっています。 また、平成29年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」は、女性活躍推進法に基づき推進計画としても位置付けており、女性の活躍に重点を置いた計画としています。							
事業の必要性と期待される効果								

働く場において女性が活躍するためには、経営者や管理者層の多くを占める男性の意識改革や、女性が活躍できる職場環境づくりは勿論、女性自身の意欲や能力の向上支援が重要であり、これらが総合的に進展することで、相乗的にあらゆる分野における女性の活躍・参加が推進されます。

#### 取組詳細

##### 取組概要

『みえの活躍女子はぐくみプロジェクト「TAMAGO塾Ⅰ」を立ち上げ、県内の中小・小規模企業を対象に、将来の管理職候補となる女性人材を30人程度公募し、管理職やリーダーに求められる資質の習得をめざす。

##### 取組内容等

#### 知事復活項目

(1) 若手女性人材育成事業 【復活要求額（うち一般財源）】 5,000千円（2,500千円）

管理職や経営者などのリーダー層として将来の三重県を担う女性人材を育成するため、『みえの活躍女子はぐくみプロジェクト「TAMAGO塾Ⅰ」を立ち上げます。対象は、本県の趨勢を占める中小・小規模企業における将来の管理職候補となる若手女性社員とし、各事業所からの推薦により30人程度を公募選定し、座学やデイスカッション、グループ研究、成果発表などのカリキュラムを通じて、管理職やリーダーに求められる資質の習得をめざします。また、カリキュラム終了後の卒業生の活躍の場を積極的に見出すとともに、受講生同士のネットワーク構築を促します。

(2) 「HeForShe ムーブメント in 三重」開催事業

平成30年10月に実施した、国連機関「UN Women」が展開する「HeForShe」（女性の地位向上に男性の参加・協力を呼びかける運動）の賛同セレモニーを受け、その後の県内の賛同状況を「見える化」するための三重県版イベントを開催し、女性が活躍できる環境整備や風土の定着につなげます。

平成31年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 くらし・交通安全課

事業概要

細事業名	犯罪被害者等支援事業費					区分	新規	
施策	141 犯罪に強いまちづくり							
	14101	みんなが進める犯罪防止対策と犯罪被害者等支援対策の推進						
基本事業		目標項目	30年度実績値	31年度目標値				
		防犯ボランティアの団体数		690				
根拠 (法令等)	犯罪被害者等基本法 第3次犯罪被害者等基本計画 三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）（平成30年度制定予定）							
予算 額等	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	「犯罪被害者等基本法」および「第3次犯罪被害者等基本計画」ならびに「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復および軽減ならびに犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進するため、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。							
事業目標	犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」のめざす姿の実現に向けて、相談および情報提供の充実、二次被害の防止、見舞金制度の導入といった経済的負担の軽減、地域社会における理解の促進など、犯罪被害者等に寄り添った支援体制や取組の充実を図ります。							
前年度から の変更点								
事業の必要 性と期待さ れる効果	犯罪被害者等支援の取組については、国においては犯罪被害者等基本計画に基づく取組が進められるとともに、都道府県、市区町村においても条例制定、見舞金制度等の導入が進められるなど、支援強化の気運が高まっています。 県における実態調査の結果、「相談および情報の提供」、「寄り添い、付き添い支援」「保健医療および福祉サービスの提供」などが必要であり、さらに、経済的困難に直面する犯罪被害者等が多いことがわかりました。 また、犯罪被害者等が必要とする支援は多岐に渡るため、必要に応じた支援を提供するための「コーディネーター」を設置し、支援を充実させること及び犯罪被害者等の経済							

的負担を軽減するための「見舞金制度」については、犯罪被害者等が県内どの地域においても等しく支援が受けられるよう、県において導入を進める必要があります。さらに、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進していくためには、行政だけでなく県民や事業者等を含め、県民総ぐるみで、犯罪被害者等の置かれている立場やその支援の重要性の理解促進を図ることが重要です。このため、犯罪被害者等に対する支援体制の強化や取組の充実を図り、県民の理解や市町に対する各種取組の促進等について働きかけることにより、犯罪被害者とその家族および遺族に寄り添った支援を総合的かつ計画的に進めます。

#### 取組詳細

#### 取組概要

「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」に基づき、犯罪被害者等の被害からの早期回復、ならびに生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の普及啓発、県民等への理解促進、市町等関係機関との連携強化、見舞金の支給により犯罪被害者等の経済的負担の軽減等を行います。

#### 取組内容等

- (1) 県民等への理解の促進 【復活要求額（うち県費額）】 822千円（県費 822千円）  
市町と連携し、条例に係るパンフレット・チラシ等を活用した県民や事業者に対する普及啓発を行います。また、犯罪被害者等支援の重要性について、理解促進を図るためのフォーラムを開催します。
- (2) 犯罪被害者等の経済的負担の軽減 【復活要求額（うち県費額）】 9,518千円（県費 9,518千円）  
犯罪被害者等に寄り添った支援の充実を図るため、犯罪被害者やその家族または遺族に対し見舞金を支給します。また、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うため、コーディネート業務を行います。
- (3) 市町における取組の支援 【復活要求額（うち県費額）】 273千円（県費 273千円）  
市町における犯罪被害者等の住民異動手続の際、犯罪被害者等の二次被害を防止することや、配慮した取組が必要となります。また、市町における犯罪被害者等支援に係る施策もあることから、市町に対し、犯罪被害者等支援に関する情報提供や助言を行うとともに、市町と協働した啓発等の取組を行います。  
また、犯罪被害者等支援に係る推進計画を策定し、市町とも共有を図り、市町における相談機能の強化等の取組を支援していきます。